

# 令和5年度 船橋市 介護職員初任者研修等費用助成事業補助金 申請のてびき

## 補助の対象者

- ①介護職員初任者研修・実務者研修を令和4年4月1日以降に修了した方
- ②研修修了後、市内の介護保険サービス事業所に3か月以上就業し、現在も就業している方 ※一部の介護保険サービスは対象外
- ③就業先の介護保険サービス事業所に直接雇用されている方 ※派遣は対象外
- ④市税に滞納がない方  
※新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、当分の間、市税の滞納の有無については、申請要件として取り扱わないこととなりました。
- ⑤ほかの公的な助成を受けていない方

## 補助金の上限金額

初任者研修：10万円 実務者研修：15万円

## 受付期間

令和5年6月1日から令和6年2月29日まで（消印有効）

## 募集人数

初任者研修：60人程度 実務者研修：130人程度

## 受付方法

郵送のみ

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 介護保険課 総務係

## ～送付物チェックリスト～

### 申請書（第1号様式）

※お問い合わせをすることがありますので、必ず電話番号をご記入ください。

※右上の申請日は、提出する日付をご記入ください。

※申請日は、研修の修了日から3か月以上経過していますか？

※申請日は、就業証明書の発行日から14日以内ですか？

### 研修費用の領収書（写し）

※「払込受領証（コンビニ等で支払った際のお客様控え）」ではお受け付けできません。  
研修事業者に領収書の発行を依頼してください。

### 研修の修了証明書（写し）

### 就業証明書

## 【目次】

○補助金支払いまでの流れ	1 ページ
○対象になる介護保険サービスの種類	2 ページ
○交付申請書等 記入例	3 ページ
○船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金 Q&A 集	5 ページ
○様式集	7 ページ

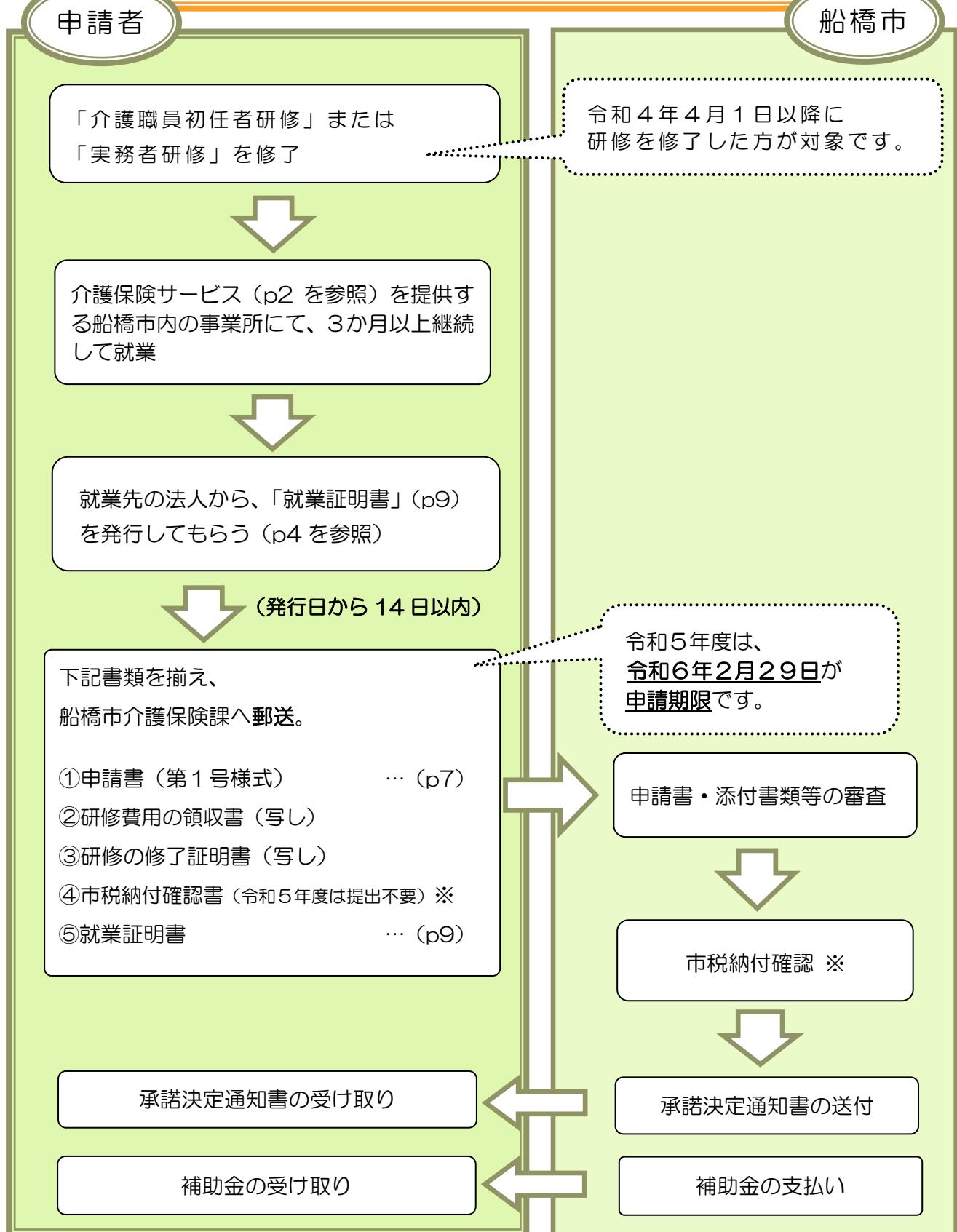
※この補助金に関して定めた「船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱」及び本市の補助金等の交付に関する基本的な事項を定めた「船橋市補助金等の交付に関する規則」については、市ホームページにて掲載しておりますのでご確認ください。

### 市ホームページ

「トップ > 健康・福祉・衛生 > 介護保険・介護予防 > 介護の仕事への就職・研修支援 > 介護職員初任者研修・実務者研修の受講費用を助成します」



## 補助金支払いまでの流れ



※新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、当分の間、市税の滞納の有無については、申請要件として取り扱わないとなりました。  
取扱いに変更が生じた場合は、市ホームページ等でお知らせいたします。

## ○対象になる介護保険サービスの種類

下記のいずれかのサービスを行う市内事業所で3か月以上就業した場合を対象とします。

介護給付	予防給付
訪問介護	-
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	-
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	-
夜間対応型訪問介護	-
地域密着型通所介護	-
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-
看護小規模多機能型居宅介護	-
介護老人福祉施設	-
介護老人保健施設	-

記入例

第1号様式

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書  
(兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書)

5年 6月 1日

船橋市長 あて

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付を受けた  
研修等費用助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次

研修修了日以降3か月以上  
継続して就業した後に  
申請が可能となります。

申 請 者	フリガナ 氏名	フナバシ タロウ 船 橋 太 郎	印
	生年月日	明・大・昭・平 ○年 ○月 ○日	
	住所	(郵便番号 273-8501) 船橋市湊町2-10-25	
	電話番号	047-436-0000	
	メールアドレス	○○○○@△△△△.jp	
申立及び 個人情報の利用に係る 同意	補助金の交付申請にあたり、以下の事項について申し立てます。また、個人情報の利用について同意します。 ・本申請の対象となる研修の受講に係る経費について、本申請において申告するものの他、いかなる助成(本事業による補助を含む。)も受けおらず、また受ける予定でないことを申し立てます。 ・市役所内他課、養成研修事業者等、介護保険サービス事業者又はハローワーク等の他機関に対し費用の助成に係る確認を行う際に、個人情報を利用することについて同意します。		
研修の種類 (該当するものに○)	(1) 介護職員初任者研修 (2) 実務者研修		
研修の修了日	令和5年 2月 28日		
養成研修事業者等名称	船橋スクール 本町校		
補助対象経費(※)	95,000 円		
交付申請額	95,000 円		

※補助対象経費について、養成研修事業者等又は就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等から助成等を受け、又は受ける予定の場合には、補助対象経費の合計から当該助成等に係る額を控除した額を記載し、当該助成等を受け、又は受ける予定であることが確認できる書類を添付すること。

口座 振込 依頼 欄	船橋					銀行 信用組合 信用金庫 農協	湊町					本店 支店 出張所
	金融機関コード		1	2	3	4	支店コード	0	1	2	3	4
	口座種別	普通	当座	その他( )	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	口座名義人	フリガナ 氏名	フナバシ タロウ 船 橋 太 郎									

記市 入職 欄員	受付者	領収書	修了証明書	市税納付確認書	就業証明書

【記入例】就業先の法人が発行してください。

発行日 5年6月1日

船橋市長 あて

就業証明書

運営法人  
代表取締役、理事等、  
法人の代表者の印。

名 称	株式会社〇〇〇〇
所 在 地	船橋市本町〇-〇〇-〇〇
連 絡 先	047(436)××××
代表者職氏名	代表取締役 〇〇〇〇

(代表者職印)

事業所

事業所番号	127090△△△△
名 称	〇〇〇〇ヘルパーサービス
所 在 地	船橋市本町〇-〇〇-〇〇
連 絡 先	047(436)△△△△

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付について、下記の者の就業につき、  
下記のとおり証します。

法人 証明 欄	下記に記載する者は、  <b>令和5年2月28日</b> (雇用開始日) から、 <b>3か月以上</b> 当事業所で継続して雇用し、 また現在においても当事業所にて雇用していることを証します。
原則として、雇用開始日を 記入してください。	

記

雇用される者	氏 名	<b>船橋太郎</b>	
	住 所	<b>船橋市湊町2-10-25</b>	
	従業者の種別	介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> 訪問介護員 (どちらか該当する方に○をして下さい。)	
	常勤・非常勤の別	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 (どちらか該当する方に○をして下さい。)	

本証明書を作成（記載）  
した担当者名等を記入。

法人担当者

所属(職)・氏名	総務 〇〇〇〇
連 絡 先	047(436)××××

# 船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金 Q&A 集

## 対象者について

Q1 船橋市民ではないのですが、対象になりますか。

対象になります。船橋市外にお住まいで、船橋市内の介護保険サービス事業所にお勤めの方も対象となります。

Q2 通信講座で研修を受けたのですが、対象になりますか。

対象になります。

Q3 非常勤で就業しているのですが、対象になりますか。

対象になります。

Q4 法人の代表者であり、介護職員としても従事しているのですが、対象になりますか。

介護職員としても従事している場合については、対象になります。

詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

Q5 何年も前から長く市内の介護保険サービス事業所に勤めています。

このたび初任者研修を修了したのですが、すぐに申請ができますか。

すぐに申請はできません。

研修の修了日から数えて3ヶ月以上同一の市内介護保険サービス事業所に継続して就業し、現在も勤めていれば申請できます。事業所の運営法人から就業証明書を発行してもらい、申請してください。

Q6 研修を修了し、市内事業所に3ヶ月以上就業したのですが、現在は退職しています。

この場合、助成の対象になりますか。

3ヶ月以上継続して就業した事業所で、申請日においても就業していることを要件としていますので、対象なりません。ただし、市内事業所にあらためて就業し、3ヶ月以上勤めた時点で交付要件を満たしている場合には、対象になります。

Q7 研修費用について、ハローワークから教育訓練給付を受けました。

残りの金額について、助成を受けることができますか。

助成の対象なりません。

教育訓練給付（国の制度）等、公的制度により既に助成を受けている場合には、本市助成制度の対象外となります。（ほかの市町村や千葉県などの自治体が行う制度により助成を受けている場合についても同様です。）

Q8 受講費用について、他の制度等からの貸付を受けています。

この場合は、どのように取り扱うのですか。

貸付を受けた場合も助成を受けたものとみなし、取り扱います。

詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

Q9 研修費用について、研修の修了後に、研修事業者からキャッシュバックがありました。

対象になりますか。

また、就業先である事業所の運営法人から、助成を受けた場合は申請できますか。

「研修事業者」または「就業先である介護保険サービス事業所の運営法人」から、研修費用について助成（キャッシュバック・還付・補助・手当など）を受けた（または受ける予定の）場合、研修費用から当該助成等の額を引いた後の経費について、助成の対象とします。申請時にその旨を申告し、助成を受けた（または受ける予定の）額が確認できる書類を添付してください。詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

## 対象となる費用について

Q10 研修受講の入学金や交通費は助成の対象となりますか。

受講料及び教材費のみが助成の対象となります。入学金や交通費など、その他の費用は対象となりません。

Q11 研修事業者から指定された教材を購入した場合も対象になりますか。

対象になります。ただし、副教材（エプロンやマナーブック、研修の修了に必ずしも必要ではないテキストなど、指定の品目でなくとも代替ができるもの）については対象外とします。

Q12 再試験の費用については、対象になりますか。

1回目の再試験にかかる費用についてのみ助成の対象となります。

## 領収書について

Q13 領収書を紛失してしまいました。どうすればいいですか。

必ず必要となりますので、研修事業者に領収書の再発行を依頼してください。

Q14 研修費用を、銀行の口座振替で支払いました。

領収書が手元にないのですが、申請できますか。

必ず必要となりますので、研修事業者に領収書の発行を依頼してください。

Q15 研修費用をクレジットカード払いにしたため領収書がありません。

どうすればいいですか。

領収書を添付しての申請を前提としていますが、研修事業者から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができます。研修事業者にご相談ください。

Q16 領収書に、受講料と教材費がまとめて記載されています。

この場合、申請書にはどのように記載すればいいですか。

受講料の欄に、合計額をまとめて記載してください。

## 申請について

Q17 事業者の代理申請は可能ですか。

介護保険サービス事業者や研修事業者による代理申請は認めていません。

特別な事情がある場合を除き、本人申請を原則とします。

Q18 初任者研修の費用の助成を受けた後に、実務者研修の費用について助成を受けられますか。

助成の対象になります。

Q19 介護職員初任者研修と実務者研修のセットのコースを受講したのですが、対象になりますか。

対象になります。ただし、申請に関する書類はそれぞれ作成し、別々に申請を行ってください。なお、領収書には、それぞれの研修についての費用の内訳が記載されている必要があります。

第1号様式

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書  
(兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書)

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付を受けたいので、船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ 氏 名	印
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住所	(郵便番号 ー )
	電話番号	ー ー
	メールアドレス	
申立及び 個人情報の利用に係る 同意	<p>補助金の交付申請にあたり、以下の事項について申し立てます。また、個人情報の利用について同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本申請の対象となる研修の受講に係る経費について、本申請において申告するものの他、いかなる助成（本事業による補助を含む。）も受けでおらず、また受ける予定でないことを申し立てます。</li> <li>市役所内他課、養成研修事業者等、介護保険サービス事業者又はハローワーク等の他機関に対し費用の助成に係る確認を行う際に、個人情報を利用することについて同意します。</li> </ul> <p><u>氏名</u></p>	
研修の種類 (該当するものに○)	(1) 介護職員初任者研修 (2) 実務者研修	
研修の修了日	年 月 日	
養成研修事業者等名称		
補助対象経費 (※)	円	
交付申請額	円	

※補助対象経費について、養成研修事業者等又は就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等から助成等を受け、又は受ける予定の場合には、補助対象経費の合計から当該助成等に係る額を控除した額を記載し、当該助成等を受け、又は受ける予定であることが確認できる書類を添付すること。

口 座 振 込 依 頼 欄	銀行 信用組合 信用金庫 農協					本店 支店 出張所				
	金融機関コード						支店コード			
	口座種別	普通	当座	その他 ( )		口座番号				
	口座名義人	フリガナ 氏名								

記入欄	受付者	領収書	修了証明書	市税納付確認書	就業証明書
市入職欄					



発行日 年 月 日

船橋市長 あて

## 就業証明書

運営法人	名 称	<hr/>
	所 在 地	<hr/>
	連 絡 先	<hr/> ( )
	代表者職氏名	<hr/> 印 (代表者職印)
事業所	事業所番号	<hr/>
	名 称	<hr/>
	所 在 地	<hr/> 船橋市
	連 絡 先	<hr/> ( )

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付について、下記の者の就業につき、下記のとおり証します。

法人証明欄	<p>下記に記載する者は</p> <p>年 月 日 (雇用開始日) から、<u>3か月以上</u>当事業所で継続して雇用し、 また現在においても当事業所にて雇用していることを証します。</p>
-------	--

記

雇用される者	氏 名	
	住 所	
	従業者の種別	介護職員 <input type="checkbox"/> 訪問介護員 <input type="checkbox"/> (どちらか該当する方に○をして下さい。)
	常勤・非常勤の別	常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> (どちらか該当する方に○をして下さい。)

法人担当者	所属(職)・氏名	<hr/>
	連 絡 先	<hr/>

お問い合わせ

船橋市 高齢者福祉部 介護保険課 総務係

TEL 047-436-3306

FAX 047-436-3307